

取引説明書(LION FX 個人のお客様用)対比表

2020年1月20日

(青字部分は追加、青字部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
<p>2. 口座開設基準</p> <p>店頭外国為替証拠金取引は、リスクが高く、大きな損失を被る可能性があります。当社における店頭外国為替証拠金取引口座を開設していただく基準は、以下のとおりです。</p> <p>(1) インターネットがご利用できる環境をお持ちであること。</p> <p>(2) 当社から電話ならびに電子メール等で常時連絡が取れること。</p> <p>(3) 店頭外国為替証拠金取引の「店頭外国為替証拠金取引に係るご注意」・「店頭外国為替証拠金取引に関する事前説明書(LION FXのお客様用)」・「約款(LION FXのお客様用)」・「取引説明書(LION FX個人のお客様用)」・「リスク説明書(LION FX個人のお客様用)」・「必要証拠金一覧表(LION FX個人のお客様用)」・「信託保全説明書(LION FXのお客様用)」(以下、「契約締結前交付書面」といいます。)の全てについて内容をご理解、ご承諾いただくこと。</p> <p>(4) ご自身のメールアドレスをお持ちであること。</p> <p>(5) システム及び回線の混雑や障害によって注文が遅延・不能になった場合、当社は一切の責任を負わないことにご同意いただけること。</p> <p>(6) 店頭外国為替証拠金取引にかかる契約締結前交付書面の電子交付にご同意いただけること。</p>	<p>2. 口座開設基準</p> <p>店頭外国為替証拠金取引は、リスクが高く、大きな損失を被る可能性があります。当社における店頭外国為替証拠金取引口座を開設していただく基準は、以下のとおりです。</p> <p>(1) インターネットがご利用できる環境をお持ちであること。</p> <p>(2) 当社から電話ならびに電子メール等で常時連絡が取れること。</p> <p>(3) 店頭外国為替証拠金取引の「店頭外国為替証拠金取引に係るご注意」・「店頭外国為替証拠金取引に関する事前説明書(LION FXのお客様用)」・「約款(LION FXのお客様用)」・「取引説明書(LION FX個人のお客様用)」・「リスク説明書(LION FX個人のお客様用)」・「必要証拠金一覧表(LION FX個人のお客様用)」・「信託保全説明書(LION FXのお客様用)」(以下、「契約締結前交付書面」といいます。)の全てについて内容をご理解、ご承諾いただくこと。</p> <p>(4) ご自身のメールアドレスをお持ちであること。</p> <p>(5) システム及び回線の混雑や障害によって注文が遅延・不能になった場合、当社は一切の責任を負わないことにご同意いただけること。</p> <p>(6) 店頭外国為替証拠金取引にかかる契約締結前交付書面の電子交付にご同意いただけること。</p> <p>(7) マネーロンダリング等の公序に違反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭外国為替証拠金取引を行わないこと。</p> <p>(8) 反社会的勢力ではないことまたは反社会的勢力との関係がないこと。</p> <p>(9) 日本国内に存する金融機関の口座を有していること。</p> <p>(10) 外国PEPs(重要な公的地位を有する者)に該当しないこと。</p> <p>(11) FATCAに関する確認が行えること。</p> <p>(12) 居住地国名等に関する確認が行えること。</p> <p>(13) その他、当社が定める基準を満たしていること。</p>
<p>30. 預託証拠金等の入金</p> <p>当社への入金とは当社の指定口座への振込みによるものといたします。当社営業店舗等でのご入金は、原則として受付けておりません。また、当社への振込み手数料は、お客様負担といたします。なお、クイック入金以外の方法でのご入金の場合、お名前とユー</p>	<p>30. 預託証拠金等の入金</p> <p>当社への入金は、当社の指定口座へお客様名義の振込みによるものといたします。当社営業店舗等でのご入金は、原則として受付けておりません。また、当社への振込み手数料は、お客様負担といたします。なお、クイック入金以外の方法でのご入金の場合、</p>

<p>ザーIDを必ずご記入ください。お名前、ユーザーIDの記載が無い場合、口座に反映いたしません。それによりお客様がロスカット等の不利益を被った場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。</p>	<p>お名前とユーザーIDを必ずご記入ください。お名前、ユーザーIDの記載が無い場合、口座に反映いたしません。それによりお客様がロスカット等の不利益を被った場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。</p>
<p>31. 預託証拠金等の出金</p> <p>すべての取引に関する当社とお客様との金銭の受払いについては、すべて預託証拠金勘定において処理します。お客様の取引口座の有効証拠金が必要証拠金を超えている場合、お客様は預託証拠金の範囲内で超過分の全部または一部の返還を受けることができます。当社は、お客様から請求があった日から起算して原則4営業日以内に、登録されている金融機関へ振込みいたします。なお、銀行法第15条第1項に規定された休日については手続きを行わないものとします。また、通信等の諸事情により遅延する場合があります。</p>	<p>31. 預託証拠金等の出金</p> <p>すべての取引に関する当社とお客様との金銭の受払いについては、すべて預託証拠金勘定において処理します。お客様の取引口座の有効証拠金が必要証拠金を超えている場合、お客様は預託証拠金の範囲内で超過分の全部または一部の返還を受けることができます。当社は、お客様から請求があった日から起算して原則4営業日以内に、登録されている金融機関へ振込みいたします。なお、銀行法第15条第1項に規定された休日については手続きを行わないものとします。また、通信等の諸事情により遅延する場合があります。ただし、請求のあった口座において、約款第34条（解約）（4）～（12）および第35条（サービス利用の制限）（1）～（6）に該当すると当社が判断した場合はこの限りではありません。</p>
<p>2019年11月25日現在</p>	<p>2020年1月20日現在</p>